

## 特記仕様書

|      |                     |
|------|---------------------|
| 業務番号 | 24—B41D             |
| 業務名  | 平成24年度 都市計画基礎調査委託業務 |
| 業務場所 | 京都府船井郡京丹波町地内        |
| 履行期間 | 契約日の翌日から平成25年2月15日  |

(業務内容)

「丹波都市計画」都市計画基礎調査 一式

(調査業務)

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「丹波都市計画 都市計画基礎調査特記仕様書」「平成24年度 都市計画基礎調査実施要領」(京都府)によるものとする。なお、「平成24年度 都市計画基礎調査実施要領」(京都府)の該当ページは、P1～4、7～8、10、12～13、16～17、19～24、31～32とする。

(成果品の提出)

- 1 報告書は、3部作成し監督職員に提出するものとする。
- 2 特記仕様書等に定めるものを提出する。

### 【1】調査業務

(打合せ等)

- 1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時に行うものとする。
- 2 当初打合せおよび成果品納入時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

(その他の特記事項)

- 1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- 3 文献を参考に報告書を作成する場合は、文献名・出典等(策定年月含む)を明示すること。